

不動産ファンドに関する国際財務報告基準

第96回

関税による会計上の影響



太田 英男

PwC Japan 有限責任監査法人
パートナー
公認会計士



藪谷 峰

PwC Japan 有限責任監査法人
パートナー
公認会計士



宮崎 翔士

PwC Japan 有限責任監査法人
シニアマネージャー
公認会計士
(ARES マスター M1506112)

1. はじめに

本連載は、不動産ファンドに関係する国際財務報告基準（以下、「IFRS」）の動向およびIFRSの基本的な考え方を解説することを目的として連載しています。

米国より相互関税に関する大統領令が2025年4月2日（米国時間）に公表されました。新たな関税の導入や既存の関税の引上げ、さらにはこの相互関税により、さまざまな業種の企業に影響が生じる可能性があります。企業は、米国が課す関税の対象となる可能性のある品目数、相互関税の可能性、および関税政策をめぐる継続的な不確実性により、事業上およびコンプライアンス上の複雑な課題に対応する必要があります。これらの状況の複雑さは、会計上、財務諸表数値への影響や注記による開示の検討事項を生じさせます。

本稿は関税に関する一般的な会計および開示

のトピックスについてQ&A形式で解説します。関税に関する会計上および開示上の検討事項を網羅したリストではないことについてご留意下さい。なお、本稿は、PwCの解説記事「Accounting implications of tariffs」(2025年3月13日公表)の内容を編集・加筆したものです。相互関税が米国で導入されるため、米国会計基準（以下、「USGAAP」）に基づく会計処理および開示を中心に、補足説明を要する事項についてはIFRSとの差異にも触れて解説します。文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

2. コストの資産計上

棚卸資産および有形固定資産などの資産は取得時に当初測定が行われ、通常、資産取得の対価として支払った金額、すなわちコストの金額に

基づき資産が計上されます。したがって、取得費用に該当する支出は、コストとして資産計上されます。

2-1 棚卸資産

質問

棚卸資産として資産計上される特定の財に課される新たな関税は、ASC 330「棚卸資産」に基づき棚卸資産の取得原価に含めるべきでしょうか？

回答：含めます。

さまざまな財の購入に課されるその他の売上税、付加価値税、物品税と同様に、特定の財の取得に直接関連して発生した関税のコストは、棚卸資産の原価計算上、それらの財の取得原価に含める必要があると考えられます。

関税は、ASC 330-10-30-1に記載されているように、ある財を既存の場所に輸送するために発生するコストを表します。関税は、棚卸資産の取得原価を増大させ、ASC 330-10-35-1Bの取得原価と正味実現可能価値(NRV)による低価法の枠組みを使用した棚卸資産の回収可能性の評価の結果に影響を与える可能性があります(質問4-1参照)。

追加関税や関税率の変更により課される関税は、「異常なコスト」を意味するものではなく、通常の購入のための取得コストとして取り扱われるものと考えられます。これは、後入先出法に基づく棚卸資産の原価計算において、インフレの影響を考慮する場合と同様であり、関税の影響も原価の算定において考慮する必要があります。言い換えれば、後入先出法を適用する際に、関税の影響を除外することは適切ではないと考

えられます。

なお、IFRS (IAS 2「棚卸資産」)では、棚卸資産の原価計算において、後入先出法の採用が認められていない点でUSGAAPと異なりますが、関税が資産の取得原価として資産計上される点においては相違しないものと考えられます。

2-2 有形固定資産

質問

有形固定資産として資産計上される特定の財に新たに課される関税は、ASC 360「有形固定資産」に基づく固定資産の取得原価に含めるべきでしょうか？

回答：含めます。

ASC 805「企業結合」(ASC 805-50-30-1およびASC 805-50-30-2)は、資産は取得原価(通常、取引コストを含む)に基づいて認識され、現金が支払われる場合は、支払われた現金の額に基づいて測定されるとしています。したがって、関税は、財の購入に課されるその他の売上税、付加価値税、物品税と同様に、固定資産においても資産計上される取得原価に含める必要があります。

3. 顧客との契約(収益認識)

関税は商品の輸入者(または購入者)が支払うものであるため、関税の対象となる商品の販売者に直接的な会計上の影響が生じることはありません。しかし、関税は、それらの商品の市場動向に影響を与えることがほぼ確実であり、企業は価格設定や流通モデルの再考を行う可能性があります。

企業が商品の輸入者(または購入者)であり、

その商品をその後販売する場合、関税によるコストの増加を顧客に転嫁できるかどうかは、市場環境によって異なります。市場によっては、競争圧力により関税による増分コストの回収が制限され、結果として、利益が圧迫されて、事業に広範な影響が及ぶ可能性があります。

3-1 関税による価格変更

質問

顧客との契約における関税に起因する価格変更は、ASC 606「顧客との契約から生じる収益」に基づきどのように会計処理すべきでしょうか？

回答：顧客への価格転嫁について、変動対価のフレームワークが適用される可能性があります。

契約によっては、関税の引上げに伴う価格の引上げを自動的に認める価格調整条項を有している場合がありますが、多くの契約はそうではないものと考えられます。いずれの場合も、関税の変更に起因する価格の変更は、ASC 606に基づく他の価格変更と同様に会計処理されます。

価格変更が契約で規定されている場合、変動対価のフレームワークが適用され、以下の期待値または最も可能性の高い金額に基づき変動対価を算定します。

- 期待値：考え得る対価の金額の範囲における確率加重金額の合計。期待値は、企業が特徴の類似した多数の契約を有している場合には、変動対価の金額の適切な見積りとなる可能性があります。
- 最も可能性の高い金額：考え得る対価の金額の範囲における単一の最も可能性の高い金

額（すなわち、契約から生じる単一の最も可能性の高い結果）。最も可能性の高い金額は、契約で生じ得る結果が2つしかない場合（例えば、企業が業績ボーナスを達成するかしらないかのいずれかである場合）には、変動対価の金額の適切な見積りとなる可能性があります。

価格変更が販売者によって別途交渉される場合には、既存契約における契約変更として評価されるか、または単に将来の契約内容に反映されます。

価格変更が進行中の契約に関連しており、価格が契約条件の唯一の変更である場合で、残りの財またはサービスが別個のものである場合には価格変更は将来に向かって会計処理され、残りの財又はサービスが別個のものでない場合には累積的キャッチアップベースで会計処理されます。

3-2 関税の「追加料金 (surcharges)」の表示

質問

輸入品に対する関税は、企業が収益から除外する（すなわち、売上税を差し引いた収益を報告する）会計方針の選択を認める、ASC 606-10-32-2Aの実務上の便法（顧客から徴収した税金）の範囲に含まれる税金に該当しますか？

回答：該当しません。

財の取得に関連して発生した関税は、「特定の収益を生み出す取引に対して課され、かつ、それと同時に発生する税金」には該当しないため、当該実務上の便法の範囲に含まれません。関税は、企業が負担するコストを表します。企業が関税のコストを回収するために顧客から追加の対価を回収できる場合、その金額は追加的な取引価格と

して、収益に含まれることとなります。すなわち、関税の負担（費用）と顧客へ転嫁した販売価格（収益）を相殺することはできません。したがって、関税コストの回収能力は、純損益への全体的な影響を緩和する可能性がある一方で、売上原価と収益の両方が増大することにより、売上利益率のような他の指標に影響を与える可能性があります。

3-3 原価比例法による進捗度の測定を用いて 一定期間にわたって認識される収益

質問

新たに課される関税は、一定期間にわたって充足される履行義務に関する収益認識について、進捗度の測定値を原価比例計算によって算定する場合にどのような影響を与えるのでしょうか？

回答：見積原価総額を増加させます。

ASC 606-10-55-20 では、一定期間にわたって充足される履行義務で、インプット法を用いて進捗が測定されるものについて、収益は、見積原価総額に対する履行債務の充足に向け企業が費やした原価（インプット）に基づいて計算された進捗度と取引価格に基づいて認識されます。

新たに課される関税は、契約に基づく完成時の見積原価総額に追加コストをもたらします。完成時の原価総額の見積りの中で関税を考慮することは、関税の課税時期、範囲、期間に関する不確実性のため、複雑な場合があります。

企業は、これらの追加コストが価格変更を通じて顧客に転嫁できるかどうかを評価する必要があります。質問 3-1 の回答で述べたように、関税による価格変更は、変動対価または契約変更と

して評価されます。

なお、追加コストを取引価格に含めることができない場合、完成時の総見積原価は増加しますが、現在までに発生したコスト（進捗度の測定）は変更されません。これにより、完成率が低下し、完成時の見積総原価に関税が含まれている期間に契約について認識すべき累計収益の合計が減少する可能性があります。

3-4 長期契約に関する損失

（関税に起因する潜在的な契約損失）

質問

関税の引上げにより、ASC 605-35「収益認識－建設型および生産型契約に関する損失の引当金」の範囲に含まれる収益契約に関する損失を認識する必要が生じるのでしょうか？

回答：販売価格に転嫁できない場合損失を認識 します。

ASC 605-35-15-2 のガイダンスの対象となる顧客との契約について、企業は、請負契約の終了時における原価総額の現在の見積りが、企業が受け取ることを見込む対価の合計額を上回った場合に、建設型および生産型の契約に関する損失を認識します。関税の重大性や関税のコストを回収するために対価の総額を増加させることができるかどうかに応じて、企業は、完成時の見積原価総額の増加が契約に予想損失を生じさせるかどうかを評価する必要があります。予想損失がある場合は、それが明らかになった期間に予想損失の全額を計上する必要があります。

質問 3-1 の回答で指摘したように、関税による価格変更は、変動対価または契約変更として評価され、これらのフレームワークのいずれが適用

されるか、および契約変更の時期によっては、損失契約に対する引当金の金額や時期に影響を及ぼす可能性があります。

4. 資産の減損

業種によっては、新たな関税または関税の引上げの結果、コストの増加や製品需要の抑制、特定の業種の市場動向の混乱を招く可能性があり、それらのいずれかが将来キャッシュ・フローの減少をもたらす可能性があります。これらの要因は、資産の減損の潜在的な指標となる可能性があります。

4-1 低価法の棚卸資産

質問

関税は企業の棚卸資産の正味実現可能価額（NRV）の評価にどのような影響を及ぼすでしょうか？

回答：取得原価の上昇およびNRVの低下により 評価損が認識される可能性があります。

貸借対照表日現在のNRV（または、後入先出法による棚卸資産の場合にはASC 330-10-35に基づく「市場価格」）の決定においては、貸借対照表日後に発生した、または予想される価格変動を含む、入手可能なすべてのデータを考慮する必要があります。

ASC 330「棚卸資産」は、NRVを、通常の事業過程における見積販売価格から、合理的に予測可能な完成、処分および輸送のコストを差し引いたものと定義しています。新たに課される関税や、関税の引上げの結果、原材料の取得原価が上昇すると、棚卸資産の取得原価が上昇する

可能性があります。したがって、企業は、結果として生じる棚卸資産の取得原価の上昇が、低価法による棚卸資産の取得原価またはNRVの評価に影響を及ぼし、棚卸資産の減損損失をもたらすかどうかを評価する必要があります。この評価においても前述の契約損失同様、関税の引上げによるコストの増加分を相殺するために、企業が価格の引上げを実施できるかどうかが必要となります。

後発事象

NRVの評価は、貸借対照表日現在で実施されます。すなわち、期末時点で貸借対照表に計上されている棚卸資産の取得原価が回収可能性の評価対象となります。貸借対照表日後に課される関税は、定義上、NRV評価のコスト面には影響を及ぼしません。しかし、関税はNRV算定における「合理的に予測可能な完成、処分、および輸送のコスト」に影響を及ぼす可能性があります。

- 貸借対照表日後のコストの見積りの増加は、通例でない状況によるものでない限り、通常、貸借対照表日現在のNRVの決定において考慮する必要があります。
- 貸借対照表日時点で合理的に予測できなかった政府の行動（例えば、関税）などの特定の事象が、棚卸資産の取得原価の増加をもたらす場合、そのようなコストの増加はNRVの算定において考慮すべきではありません。
- 事象に起因するコストの増加（例えば、関税）により、棚卸資産の取得原価が回収できなくなることが予想される場合、企業は、必要に応じて、次の会計期間において、未確定の評価減の開示を検討する必要があります。

4-2 のれんおよび長期性資産の減損のトリガー

質問

企業は、新たな関税または関税の引上げの結果として、のれんおよびその他の長期性資産について減損の評価を行うべきでしょうか？

回答：関税の影響を市場がどのように評価しているかについて、公正価値評価において検討します。

特定の企業またはその個々の報告単位もしくは資産グループに対する関税の影響は、それらの事業に影響を及ぼす特定の市場動向に大きく依存します。ASC 350「無形資産－のれんおよびその他」(ASC 350-20-35-3CおよびASC 350-30-35-18B)は、のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産に対して期中の減損テストが要求される場合の指標の例を示しており、どのような要因が公正価値の決定に影響するかを列挙しています。また、ASC 360-10-35-21は、耐用年数が確定している無形資産およびその他の長期性資産の減損を示す可能性のある事象または状況の変化を記載しています。

一般的に、報告単位(のれんの会計単位)または資産グループ(長期性の有形固定資産または耐用年数が確定できる無形資産の会計単位)が重大な関税に晒されている場合、これらの減損のトリガーのいくつかを満たす可能性があります。これらの減損の評価は、最終的には報告単位または資産グループの公正価値に基づいて決定されるため、関税についての公正価値に影響を与える市場の評価が最も重要であり、単に関税が正式に導入されたかどうかは重要ではありません。したがって、経営者または業界アナリストが、新たに課される関税が企業の将来キャッシュ・フロー

に重大な影響を与える可能性があると考えている場合、市場参加者がそれらの関税が導入されると結論づけた時点が、期中の減損評価が必要かどうかを検討する適切な時点となります。よって、まだ課されていない関税であっても、減損の分析において考慮する必要があるものと考えられます。

なお、IFRSではのれんおよび長期性資産ともに減損判定のグルーピング単位はUSGAAPよりも小さくなる可能性があります。またIFRSでは、長期性資産の減損テストにおいて、USGAAPで認められている割引前キャッシュ・フローと帳簿価格の比較がないため、USGAAPより早期に減損損失が認識される可能性があります。

4-3 公正価値の見積りにおける関税の考慮

質問

関税がのれんや長期性資産の減損の評価における公正価値の見積りに与える影響にはどのようなものがありますか？

回答：将来キャッシュ・フローの予測、割引率の評価および主要な市場の想定に影響があります。

ASC 820「公正価値測定」(ASC 820-10-20)は、公正価値を「測定日時点において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格または負債を移転のために支払うであろう価格」と定義しています。本定義には、関税の影響を受ける可能性のある、複数のインプットや評価モデル自体が含まれます(例えば、棚卸資産の取得原価や販売価格への影響など)。

市場で観察可能な価格以外の公正価値モデル

で使用される情報は、市場参加者にとって既知または知り得るすべての情報を考慮する必要があります。

単一のキャッシュ・フロー予測モデルでは、割引率はキャッシュ・フローの金額の不確実性(リスク)を反映します。すなわち、キャッシュ・フローはリスク調整後の収益率を用いて現在価値に割引かれます。関税のリスクを捕捉する特定の企業のプレミアムの決定は困難な可能性があります。したがって、企業は、関税に起因するリスクや不確実性の増加を期待キャッシュ・フロー・アプローチで捉えることが容易であるかもしれません。これには、さまざまな潜在的な結果をモデル化し、それぞれの結果を確率で加重することが含まれます。

新たな関税の導入時期や範囲は予測不可能であるため、評価には、関税がどのくらいの期間有効であるか、それらが顧客の行動にどのような影響を与えるか、および全体的な市況を考慮したシナリオが含まれる場合があります。

経営者が割引キャッシュ・フロー分析に基づいて公正価値を決定する場合には、さまざまな関税シナリオの検討や適用された評価方法など、当該キャッシュ・フローや関連する不確実性に関する重要な判断を開示する必要があります。

主要な市場または最も有利な市場

ASC 820-10-35-5 から ASC 820-10-35-6C は、市場参加者の観点から、当該資産(報告単位または資産グループ)の取引量が最も多く、取引水準が最大である市場を主要な市場と定義しています。主要市場が存在しない場合には、最も有利な市場を用いる必要があります。以下、ASC 820-10-35-6C は、観測可能な市場が必ずしも存在しない可能性があることを認めています。

ASC 820-10-35-6C

測定日において、資産の売却または負債の移転に関する価格情報を提供する観測可能な市場が存在しない場合であっても、公正価値測定は、資産を保有するかまたは負債を負う市場参加者の観点から考慮される、その日に取引が行われると想定するものとします。この想定された取引は、資産を売却または負債を移転の価格を推定するための基礎を確立します。

また、新たな関税と相互関税の可能性の結果として、企業は、変化する関税政策に対するさまざまな影響と世界的な反応によって、主要な市場または最も有利な市場の決定の変更を検討しなければならない場合があります。

市場参加者

新たに課される関税と相互関税の導入に伴い、経営者は、市場参加者に関する過去の仮定が依然として持続可能であるかどうか、また、それが価格または公正価値の決定の他の側面にどのように影響するかを評価しなければなりません。

減損の評価を実施する必要があるか否かに影響を及ぼす状況は、特定の企業の事業、およびその企業が関税にどのような影響を受けているか、または受けると予想されるかに大きく左右されますが、公正価値の見積りは、企業に固有のものではありません。企業に利用できる市場がない場合、その資産を売却しようとする場合には、仮想的にその資産を売却しようとする市場参加者の特性を決定しなければなりません。市場参加者の特性が決定されれば、企業は、市場参加者が資産の価格を決定する際に考慮する仮定を特定することになります。企業は、資産の売却または負債の移転を交渉する際に市場参加者がどのよう

に考えるかについての自身の仮定に基づいて、資産の仮想的または「最も可能性が高い」市場を構築する必要があります。

5. 法人所得税

新たに課される関税により、上述の会計処理を通じて、税前利益の数値が変更される場合、税効果会計における見積年間実効税率などに与える影響についても考慮する必要があります。

5-1 法人所得税の会計上の影響

質問

新たに課される関税に関連する潜在的な法人所得税の会計処理の検討事項にはどのようなものがありますか？

回答：繰延税金資産の回収可能性への影響を検討します。

繰延税金資産の回収可能性を決定する際には、新たに課される関税によって生じる予期しないコストや、企業の事業への長期的な影響の可能性を考慮する必要があります。繰延税金資産の回収可能性を表す評価性引当金の評価においては、企業が肯定的証拠と否定的証拠の両方を考慮する必要があり、客観的に検証可能でない証拠（予測）と比較して、客観的に検証可能な証拠（歴史的証拠）にウエイトを置く必要があります。さらに、繰延税金資産の回収に十分な将来の課税所得の可能性を評価するための「可能性が高い（more-likely-than-not）」の閾値は、USGAAPにおける資産の減損のフレームワークとは異なる閾値です。その結果、資産が減損していないと結論付けた場合であっても、企業は、繰延税金資

産に回収可能性がないと判断する可能性があります。

また、企業は、新たな関税の導入が既存の移転価格の取決めに影響を及ぼすかどうか、または関税の影響を軽減するための移転価格の取決めの変更によって、ASC 740「法人所得税」に基づく新たな不確実な税務ポジションが生じる可能性があるかどうかについても検討する必要があります。

6. 開示

企業は、新たに課される関税に起因するリスクや不確実性に関連する開示の要求事項への対応を検討する必要があります。ASC 275「リスクと不確実性」（ASC 275-10-50-4 から ASC 275-10-50-8）で説明されているように、企業は、問題のある状況の解消が現在の想定から大きく異なる可能性がある場合や見積りが近い将来に変更され、その変更の影響が重大であると合理的に予想される場合は、見積りの使用について開示する必要があります。

6-1 流動性および継続企業の前提

質問

企業は、継続企業の前提の評価において、新たに課される関税による影響をどの時点で考慮すべきでしょうか？

回答：貸借対照表日後、財務諸表公表日までに新たな関税が課される場合、当該関税の影響を考慮します。

新たに課される関税が企業の事業に重大な影響を及ぼすことが予想される場合、それは流動

性、ひいては企業の継続企業の前提の評価への影響へと転化する可能性があります。

継続企業の前提の評価は、財務諸表公表時点での将来の見通しに関する評価です。したがって、関税が課されている場合には（貸借対照表日後も含む）、継続企業の前提の評価において考慮する必要があります。

継続企業の不確実性が重大な場合であっても、財務諸表は継続企業の前提に基づく会計基準を用いて作成する必要があります。基礎となる財務状況およびそれらに対処するための経営者の計画について投資家に警告を与えるための開示が要求される場合があります。

7. おわりに

新たな関税の導入や貿易政策の進展は、企業が属するマーケットや企業の既存のビジネスに重要な影響を与える可能性があります。新たに課される関税の影響により、企業が保有する資産の評価減が生じることや、企業が経営計画を変更した際は、減損判定や繰延税金資産の回収可能性にかかる会計上の見積りの検討が求められることがあります。また、企業が負っている不確実性を開示する必要もあります。

企業がこの変化する状況を乗り越えるために、経営者は、法務、コンプライアンスおよび業務部門と緊密に連携し、経営成績、流動性および財務報告に影響を与える可能性のある関税について、関連する追加的なリスクを積極的に特定し、評価する必要があるものと考えられます。

おおた ひでお

公認会計士、PwC Japan 有限責任監査法人 金融事業部 パートナー
不動産運用インダストリー全般、Jリートおよび私募不動産ファンドなどに対して、監査およびアドバイスを提供。主たる著書として、「ファンド投資のモニタリング手法」(中央経済社・共著)、「不動産投資法人(Jリート)設立と上場の手引き」(不動産証券化協会・共著)、「集団投資スキームの会計と税務」(中央経済社・共著)、「投資信託の計理と決算」(中央経済社・共著)等。不動産証券化協会 IFRS コンバージェンスグループ委員および日本公認会計士協会 投資法人等専門部会および経営研究調査会、バリウエーション専門部会 専門委員。

やぶたに たかし

公認会計士、PwC Japan 有限責任監査法人 金融事業部 パートナー
PwC ニューヨーク事務所で2年間勤務、不動産ファンドおよび不動産ファンド運用会社の米国基準財務諸表の監査に従事。東京事務所に帰任後、現在は、不動産運用インダストリーに特化してサービスを提供。主に、Jリートおよび私募不動産ファンドに対して、ファンド組成や会計実務に関するアドバイス、監査業務を提供。特に、インバウンドおよびアウトバウンド不動産投資に関連して不動産ファンドのIFRSの会計処理についてアドバイスをを行っている。

みやざき しょうじ

公認会計士、PwC Japan 有限責任監査法人 金融事業部 シニアマネージャー
不動産運用インダストリー全般に対する監査やアドバイスを担当。
2019年よりPwC ボストン事務所での2年間勤務し、私募不動産ファンドおよびPEファンドの米国基準財務諸表監査に従事。
帰国後はJリートの財務諸表監査のほか、IFRSを含むインバウンドのグローバル不動産ファンド・運用会社の財務諸表監査、海外不動産を投資対象とするファンドの財務諸表監査および組成アドバイス業務を提供。